

昭和四七年一〇月五日起案

昭和四七年一〇月七日決裁

主査

早坂

長官



第一部長



参事官

参事官補



次長



総務主幹



集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求のあり

た標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを

同委員会に提出して頂くこと。

内閣法制局

8

御高裁を仰ぎます。

（備考）

外務省と協議済である。

内閣法制局

1.3